

義務教育諸学校の学校事務職員及び栄養職員に対する
義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書

義務教育費国庫負担金は、1985年の旅費、教材費の削減を始めに、1989年の
恩給費、1993年の共済費追加費用と、段階的に削減されてきています。

現在、義務教育諸学校における学校事務職員及び栄養職員の給与費は国と県が負担し
ていますが、その給与費を義務教育費国庫負担金の全額削減を検討しているとのことで
あります。

給与費が削減された場合、現在の脆弱な地方財政では、給与費を負担することは難し
く、危機的状況にある現在の地方財政に、さらなるダメージを与え、地方の教育行政の
存立を根底から揺るがし、学校現場を窮地に追い込むものです。

義務教育諸学校における学校事務職員及び栄養職員の給与費を国庫負担制度から除外
することは、国の負担を地方へ転嫁するものであるのみならず、学校現場において、教
師と同様重要な役割を担っている学校事務職員及び栄養職員の職務を軽視するものと言
わざるを得ません。

いじめ、不登校、学級崩壊、青少年の非行などが社会問題化する今日の教育状況を考
えた場合、むしろ教育予算の拡充こそが求められているのであり、給与費の削減は時代
に逆行するものです。

よって、政府におかれましては、豊かな教育を実現するため、義務教育諸学校の学校
事務職員及び栄養職員に対する義務教育費国庫負担制度を引き続き、堅持するよう強く
要請します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

2001年6月25日
沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣